

ベトナム人エンジニアを正社員として雇用する方法

その①入門編「初めてのベトナム人エンジニアの雇用」

外国人をエンジニアとして雇用するニーズが企業側から高まりつつあります。新型コロナウイルス感染症も五類に移行して外国人の入国が多くなったので、今後ますます増加するでしょう。そこで上下2回に分けて、ノウハウを伝授します。初回は「技術・人文・国際」という就労ビザのイロハを解説したうえで、比較的人気の高いベトナム人に的を絞って新卒採用の方法を解説します。2回目は「その②成功と失敗編」として、より実践的なノウハウをQ&A形式で紹介します。

Q 外国人のエンジニアは、日本で就労できますか？

A いろいろな制約や条件を満たせば、就労可能です。

Q 外国人のエンジニアが日本で就労するには、どんなビザが必要ですか？

A 「技術・人文・国際」という就労ビザが代表的です。

出入国在留管理庁のホームページには、次のように記載されています。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」

この在留資格に該当する活動：本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動

該当例としては、機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等。

在留期間：5年、3年、1年又は3月

Q 具体的には、どんな仕事なら対象になりますか？

A 職種ごとに定められていますが、一例を挙げればこんな仕事です。

素形材・産業機械・電気電子情報産業関連製造業：「設計・モデリング」「技術開発」「性能検査・解析」「品質管理」

飲食料品製造業：「飲食料品開発」「試験・解析」「生産管理（製造・加工業務に従事せず、もっぱら管理業務を行う）」

建設業：「設計」「現場監督」「施工管理技師」「調査・検査・測量」

Q どんな人物なら認められますか？

A 申請人が次のいずれにも該当していることが必要です。出入国在留管理庁のホーム

ページには、次のように記載されていますので重要な部分のみ掲載します。

① 申請人が自然科学又は人文科学の分野に属する技術又は知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。

イ 当該技術若しくは知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ 当該技術又は知識に関連する科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了したこと。

ハ 十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に関連する科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

② 申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、次のいずれにも該当していること。

イ 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。

ロ 従事しようとする業務に関連する業務について三年以上の実務経験を有すること。ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。

③ 日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けすること。

Q 認められなかった事例は？

A 出入国在留管理庁のホームページには、次のような不許可事例が記載されています。

工学部を卒業した者から、コンピューター関連サービスを業務内容とする企業との契約に基づき、月額13万5千円の報酬を受けて、エンジニア業務に従事するとして申請があったが、申請人と同時に採用され、同種の業務に従事する新卒の日本人の報酬が月額18万円であることが判明したことから、報酬について日本人と同等額以上であると認められず不許可となったもの。

電気部品の加工を行う会社の工場において、部品の加工、組み立て、検査、梱包業務を行うとして申請があったが、当該工場には技能実習生が在籍しているところ、当該申請人と技能実習生が行う業務のほとんどが同一のものであり、申請人の行う業務が高度な知識を要する業務であるとは認められず、不許可となったもの。

Q 当社は正社員として雇用していきたいので、「技術・人文知識・国際業務」で入国して、その後に「永住許可」ができますか？

A 色々な条件がありますが、申請可能です。

Q 外国人が転職してしまう可能性はありますか？

A はい、転職は可能です。

Q 外国人エンジニアは、国別ではどこが人気がありますか？

A ベトナム人は一般的に親日的で、日本人と相性が良いようなので、彼らを雇用する企業は増えています。

Q ベトナム人エンジニアの雇用は、どんな状況でしょうか？

A 理工系大学出身者で来日するベトナム人エンジニアは、日本語のレベルが低い人が多いので、片言の日本語を話せるまでに数年要して、大学で学んできたCNC機械のプログラミングなどを任せるまでに5年ほど要するのが実態だと言われています。

Q ベトナム人エンジニアを即戦力として確保する方法は？

A 日本での就労に前向きなベトナムの大学とのパイプを築くのが重要です。前向きな大学は少なくありません。

Q 日本語教育はどう行えばいいですか？

A 来日前に現地で日本語教育を徹底して行っておくと、後が楽になります。日本語の「N3」レベルに合格した人を雇いたいものです。

Q 日本語N3レベルとは？

A 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解できるレベルです。留学生が大学で講義を受けれるレベルです。

Q ベトナムの大学は、何月に卒業するのですか？

A ベトナムでは、9月に入学して、7月～8月に卒業します。

Q 採用までに具体的にどんなスケジュールになるのですか？

A 例えば2024年7月に卒業する大学生を前提にして説明します。その場合は、前年の2023年6月頃から採用活動が始まります。

2023年6月頃：オンラインで一次面接を行う。

2023年7月頃：現地に出向き直に二次面接を行い、可否を決める。

2023年8月頃：採用が決まったベトナム人は、現地で日本語学習を始める。日本語検定を受けてもらう。勉強の費用は会社負担。

2024年7月頃：大学を卒業。

2024年8月頃：日本企業に入社

Q 日本での住居は？

A 借り上げ社宅を用意してあげる例が多いです。外国人が契約できない物件が多いので、法人で借上げるようにしてあげてください。

Q 住居費の負担は？

A 正社員としての雇用ですから、日本人と同等の基準でいいと思います。初期費用や家財道具の費用は1年間で毎月の給与から控除するケースが多いです。2名で2DKなどに住んだ場合、家賃の会社負担分が月額1万円～2万円だったならば、本人の実質負担が2万円ぐらい（光熱費は別）になるケースが一番多いです。

ベトナム人エンジニアを正社員として雇用する方法

その②「成功と失敗編」

ベトナム人をエンジニアとして雇用する方法の連載2回目は、「ベトナム人エンジニア成功と失敗編」です。まずは成功事例です。

岐阜県の金属加工業A社

A社では、ベトナム人の新人が機械科を卒業していましたが、実際には図面も読めない状態でした。しかし社内教育のおかげで3年でCNC旋盤機を自らプログラミングできるようになり、職場では貴重な存在になるまでに成長しました。日本語も苦勞してN3を取得し、N2目指して勉強中とのこと。

愛知県の電動工具・自動車部品製造業B社

B社は、社員の30%がベトナム人という製造業です。

ベトナム人は、技能実習生とエンジニアがいますが在留資格別に処遇しています。

社内はベトナム語表記に力を入れており、就業規則や一時帰国規定、寮使用規定などもできています。社内掲示や安全用語もベトナム語です。

B社はベトナム人が生活しやすい環境づくりに力を入れ、彼らに土地を貸し出し、野菜の栽培などを自由にやらせています。日本人社員も一緒にレジャーに行く企画を社長自ら行っています。

B社は、こうした取り組みのおかげで経営も順調で、ベトナム南部に工場進出も果たしました。

愛知県の食料品加工&外食産業C社

C社は、日本語の堪能なベトナム人女性を正社員で迎え、加工工場に勤務するベトナム人技能実習生へのフォロー、飲食店でのベトナム人アルバイトの指導をしてもらっています。

そのベトナム人女性は、日本にいるベトナム人特定技能希望者の採用業務も担当しています。社内に一人でも通訳者がいることで様々な仕事が円滑に進むようです。

愛知県の鋼材販売&鋼材加工業D社

D社は、N2を取得したエンジニアを採用しました。CNC機のプログラミングを努力して覚え、今後は期待できるそうです。

三重県の金属加工&自動車メーカー製造ライン設備制作業E社

E社は、10人のベトナム人エンジニアがいます。一軒家を買取り寮にしたり、通勤用バイクなどを貸し出したりと、ベトナム人エンジニアが働きやすい環境を整えています。

E社が初めてベトナム人エンジニアを採用したのは数年前ですが、彼は多能工として電子部品や金属加工など多岐に渡る業務で能力を発揮しました。

E社はその後、さらに2名のベトナム人を増員して、3人は1つのチームとなり、日本人チームに負けないほどの実力を発揮しています。

ベトナム人エンジニアは、日本人がやりたがらない土曜休日出勤なども厭わず受けてくれていて、今では土曜日はベトナム人だけで任せていられるようになったそうです。

愛知県の機械製造業F社

F社が採用したベトナム人エンジニアは、入社当初、とてもエンジニアとは思えない低いレベルだったそうです。しかし、先輩が丁寧に指導すると2年目から実力を伸ばして今では一つの仕事を任せられるまでになっています。社長が可愛がり、休日に自宅に呼んだりしたことも本人のやる気に繋がったのでしょう。

岐阜県の建設土木業G社

G社は、建設の施工管理という仕事なので日本語能力が求められました。

1人目のベトナム人エンジニアは、日本語学習N3レベルを条件で採用しました。その人は入国前に1日10時間近く勉強しほぼ独学でN3を取得したそうです。

2人目はN3レベルで入国しましたが、現在N2にチャレンジ中です。

2名ともベトナム建設の大学を卒業しています。しかし、日本の建築士などの資格との

互換性がないため、日本の国家資格試験を受けなくてはなりません。

G社は、N2 レベルに到達したら、通信で大学の勉強をしてもらい国家試験を受験していただく考えです。

次に紹介するのは失敗事例です。残念ながら少なくないようです。

愛知県の建築業H社

H社は、ベトナム人エンジニアと入社当初から給与でもめました。建築業ですから朝早く仕事場に行くわけですが、その早出に対して時間外手当が付かないのが不満の種だった様子。結局、在留資格を更新した途端に退職されてしまいました。

愛知県の金属加工業I社

I社は、ベトナム人エンジニアを採用しましたが能力不足でした。日本語を勉強する気もなくいつまでたっても片言レベルでした。結局、居場所がなくなって退社へ。

ここから先は、良くある質問にお答えさせていただきます。

Q ベトナム人は、どん転職サイトを見ているのですか？

A 主に **FACEBOOK** の **SITE** を利用しております。グループ名で一番有名なのは **TokyoBaito** で、これは49万人が参加しています。その他にも複数のサイトがありますが、最近では地方ごと、在留資格ごとのサイトも出ています。

Q 給与などの労働条件に不満で転職されるのは、実際にどんな例がありますか？

A 給与が低いと人気がありません。

目先にとらわれやすいので、時給の高さに引かれて派遣会社に行きがちなのも事実です。家族手当（妻帯者が増えています）がないとか、住宅手当がないのも不満の種になりそうです。

給与以外には、エリアによる問題もありそうです。友人が住む場所に行きたがりです。

また、妻帯者で日本に同居している場合、妻の意見が最優先になります。ある会社の面接で初年度約400万円の収入でも妻の一言で辞退されました。

結婚してお子さんもいると、簡単に転居できないので比較的安定して働いてくれます。

ベトナム人男性は基本よく働きますが、家事もほぼ全員やるので、最近ではワークライフバランスも重要になってきました。

Q ベトナム人の特有な事情は？

A ベトナムは、旧正月も昔の日本のように祖父母を中心に家族全員が集まりますので、

その時期に一時帰国を希望する者もいます。帰省させると喜びます。

これはベトナム人だけではないでしょうが、家族を大変大切にします。特に両親や祖父母に何かあると、躊躇なく帰国します。

給与に関して、時間外の多さにこだわる人が多いのも事実ですが、こういう人は能力が低く日本で複数転職している人に多くみられるようです。

ベトナム人は、サッカー好きです。身体を動かすことが好きで、肥満なベトナム人を見かけないのも、そのおかげでしょう。中には日本の武道に興味を示す人もいます。

都心の繁華街には休日ベトナム人の集団カップルをよく見かけます。彼らは日本人との文化の差を感じてか、特に女性は日本国籍には興味を示さないで日本人と交際するのは多くないようです。

「技術人文国際」という就労ビザで入国している男性エンジニアは安定しているので、彼らは技能実習生として来日したベトナム女子には人気のようです。

本稿は、ベトナム人エンジニアの採用業務に従事している専門家である(株)ダイバーシティ・ジャパン（本社名古屋市）の代表取締役 五藤久豊氏の協力を得て執筆しました。